

議会改革推進特別委員会 ロードマップ (R8.5.27 改正)

大項目	小項目	会派回答 (会派数)			無所属回答			作業 部会	令和7年度								令和8年度								令和9年度				令和10年度				令和11 年度	備考	結果
		短期	中期	長期	重要性	緊急性	所要 時間		R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1~3	R9.4~6	R9.7~9	R9.10~12	R10.1~3	R10.4~6	R10.7~9	R10.10~12	R10.1~3	R11.4~6				
市長等の事務執行に対する監視・評価機能のさらなる充実について	① 予算と決算の運動について							A	←-----→								←-----→													令和8年9月の決算審査に間に合わせるために、準備期間も含めて令和8年6月までに協議を完了する。 協議期間を令和9年9月まで延長する。(※R8.5.27追記)					
	② 補正予算における予算説明書の作成と提出について							A	←-----→								←-----→													令和8年6月定例会の補正予算に係る議事からの提出を目指し執行部との調整を行う。 執行部と調整中であることを踏まえ、協議期間を延長する。(※R8.2.12追記) 議事の内容について調査中であるため、協議期間を延長する。(※R8.5.27追記)					
	③ 市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて(議会費で弁護士等と契約する)								←-----→								←-----→													優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始し、本件に關し実施することが決定されれば、令和10年度より開始できるように予算要求を行う。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8.5.27追記)					
地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事項の検討について	④ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について							B	←-----→								←-----→													執行部から提出される資料を基に各会派で調査・研究し、4月より議論を開始する。本件に關し、実施することが決定されれば、令和9年3月定例会で条例を改正を行う。					
議員定数・報酬、身分等に関することについて	⑤ 政務活動費について			4	高	高	中									←-----→													⑤の項目終了後に検討を開始する。検討の結果、予算要求に反映させる必要がある場合は、令和10年度予算に反映させる。						
	⑥ 議員報酬について							B	←-----→								←-----→													報酬等審議会への諮問内容を本委員会決定し、幹事長会で決定を経て諮問する。報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、委員会で協議、検討を行う。					
	⑦ 議員定数について															←-----→				←-----→									令和8年10月より令和10年6月まで(改選の1年前を目途)を協議期間とし、定数の変更の必要がある場合は、令和10年6月定例会で条例改正を行う。						
	⑧ 議選の監査委員について	1	2	3	中	中	短									←-----→													議選の監査委員を選任しない方針を決定した場合、執行部においての予算措置、条例改正等の準備期間が必要のため、令和9年7月までに結論を出す。						
	⑨ 厚生年金への地方議会議員の加入について		2	4	低	低	中									←-----→													優先順位を加味し、⑧の項目終了後に検討を開始する。						
	⑩ 奈良市議会議員の資産公開について															←-----→													議員報酬の検討が終了した後、令和8年11頃から1年程度の期間を目途に検討する。						
無所属議員の議会運営への参画について	⑩ 無所属議員の議会運営への参画について	3		3	高	中	短	B	←-----→								←-----→													検討に長期間を要しないと考えるため、早期に結論を出す。 令和8年6月27日 幹事長会及び議会運営委員会における無所属議員の参画に關し協議を行った。幹事長会への参画においては、本特別委員会としての案を幹事長会で協議いただくこととし、議会運営委員会への参画においては、会議規則で定められている委員外議員の発言の制度を活用いただくこととなった。 上記をもって、調査を終了した。					
審議方法について	⑪ 議案審査について(議案ごとの審査、法令の徹底)	3	2	1	高	高	短	A	←-----→								←-----→													令和8年3月定例会の運営方法は、議会運営委員会協議中。当委員会では令和9年3月定例会以降の運営方法について協議を行う。なお、令和9年3月定例会以降の運営に反映させるため、令和8年11月までに結論を出す。					
	⑫ 3月議会における予算決算委員会の審査の進め方について	2	3	1	高	高	短	A	←-----→								←-----→													⑪、⑫、⑬については内容に関係性があるため併せて調査、検討を行う。(※R8.2.12追記)					
	⑬ 本会議室における時間計測方法について		5	1	高	中	短									←-----→													優先順位を加味し、7月以降に検討する。過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間が必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8.5.27追記)						
	⑭ 委員会における議員間討論の活性化について	2	1	3	高	高	中	A	←-----→								←-----→													早期に結論を出す。 引き続き執行実施するため、協議期間を令和8年8月まで延長する。(※R8.5.27追記)					
会議スケジュールについて	⑮ 議会制度について(通年議会)	3		3	高	高	中									←-----→													優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始する。執行部との調整、詳細な制度設計、実施する場合は条例改正等も必要であるため、令和9年度未までを協議期間とする。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8.5.27追記)						
	⑯ 年間スケジュールの固定化について															←-----→													早期に結論を出すべきとの会派が多く、検討に長期間を要しないと考えるため、左記の検討期間と併せて調査を行う。令和8年3月定例会以降に調査を開始する。⑪、⑫と併せて調査を行うこととあり、令和8年11月までに結論を出す。						
	⑰ 3月・9月定例会において休会日を増やすことについて	5	1		高	高	中	A	←-----→								←-----→													令和8年5月27日 ・休会日を増やすことは現実的には困難であるとの意見で合意に至った。 ・並行審議が行われる場合、会議終了後、会議の音声データを各議員に共有する運用とすることで合意に至った。 上記をもって、調査を終了した。					
SNSについて	⑰ SNSの利用について	3	2	1	中	中	中	B	←-----→								←-----→													他市調査も含めガイドラインの作成等について、一定の期間を要するため左記の検討期間としている。 令和8年5月27日 奈良市議会議員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを委員会決定した。 上記をもって、調査を終了した。					
その他	⑱ 文書質問制度の復活について	3	1	2	低	低	短	B	←-----→								←-----→													過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間が必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。 令和7年12月22日 現行制度を継続していくということで調査を終了。					
	⑲ 議会からの予算要求の仕組み化について	2	1	3	高	高	中	A	←-----→								←-----→													①の議論と合わせて行う。 そのため、令和8年6月までに協議を完了する。 協議期間を令和9年9月まで延長する。(※R8.5.27追記)					